IV 調査書情報(以下「調査書」という。)、成績一覧表及び推薦書情報(以下「推薦書」という。)

1 調査書及び推薦書の提出

調査書及び推薦書提出の要・不要

〇印は要、×印は不要

	,	[人口] [[四] [[] [[] [[] [[] [] [] [] [] [] [] [] [当年 度卒		過年 度卒		
選抜	課程・学科等			調査書	推薦書	調査書	提出日時		
特別選抜	全日制の課程 専門学科(工業に関する学科(建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科)、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科)			0	×	0	2月16日(月)から 2月17日(火)午後2時まで (音楽科においては、		
	全日制の課程 総合学科(エンパワメントスクール及びステップスクール)			0	×	0	2月3日 (火) から 2月4日 (水) 午後2時まで)		
	多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部(ク		リエ 学力検査・面接と調査書		0	×	0		
		イティブスクール) 昼夜間単位制		学力検査と面接	_		×		
能勢分校選抜					0	×	0	2月16日(月)から 2月17日(火)午後2時まで	
帰国生選抜					×	×	×		
日本	日本語指導が必要な生徒選抜					×	×		
自立	自立支援選抜					0	_	2月16日 (月) から 2月17日 (火) 午後2時まで	
一般	全日制の課程 普通教育を主とする学科(普通科(単位制を除く。)、文理探究科) 専門学科(農業に関する学科、工業に関する学科(建築デザイン科、 インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン 科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科を除く。)、商業に関 する学科、グローバルビジネス科、食物文化科、福祉ボランティア 科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、英語科、国際文化科、 グローバル科、文理学科及び教育文理学科) 総合学科(エンパワメントスクール、ステップスクール及びクリエ イティブスクールを除く。)			0	×	0	3月4日 (水) から 3月6日 (金) 午後2時まで		
選 抜	全日制の課程普通科単位制 全日制の課程総合学科(クリエ イティブスクール)		学力検査と調査書		0	×	0		
			学力	」検査と面接	_	_	×		
	定時制の課程 通信制の課程		満2	1歳未満(学力検査と調査書)	0	×	0	3月4日 (水) から	
			満 21 歳以上(学力検査と面接)		×	×	×	3月6日(金)午後5時まで	
			満2	1歳以上(小論文と面接)	×	×	×	11210 (30)	
			満21歳未満(面接と調査書)		0	×	0	3月2日 (月) から 3月4日 (水) 午後5時まで	
全日制の課程、多部制単位制 I 部及び II 部並びに昼夜 二次選抜 単位制				1歳以上(面接) 削Ⅰ部及びⅡ部並びに昼夜間	× 0	×	× 0	3月24日(火)正午まで	
定時制及び通信制の課程					_			3月24日 (火) 午後5時まで	
自立支援補充選抜 秋季 多部制単位制 I 部及び II 部 (クリエイティブスクール) 定時制の課程					0	0	×	3月24日(火)正午まで	

2 調査書(特別選抜・能勢分校選抜・一般選抜・二次選抜)

- (1) 中学校長は、大阪府教育委員会が指定したソフト(以下「調査書作成ソフト」という。)を使用して 調査書データを作成し、オンライン出願システムに登録してください。なお、他府県にある中学校か ら出願する場合には、中学校に対して調査書データの作成方法を別に示します。
- (2) 特別支援学級(支援学級)の生徒の調査書の作成に当たっては、通常の学級と特別支援学級(支援学級)との担任で十分協議してください。評定を記載する当該学年の中学校学習指導要領に示す目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)になじまないと中学校長が判断した場合は、評定を無記載とし、「一」を記入してください。なお、評定無記載の取扱いについては、実施要項に示しています。
- (3) 作成日について
 - ア 特別選抜及び能勢分校選抜については、令和7年12月31日現在をもって作成し、作成日は、「令和7年12月31日」としてください。ただし、令和8年1月1日から2月17日までに転入学した者については、転入学した日をもって作成し、転入学した日を作成日としてください。
 - イ 一般選抜及び二次選抜については、令和8年2月15日現在をもって作成し、作成日は、「令和8年2月15日」としてください。ただし、令和8年2月16日から3月6日まで(二次選抜については令和8年2月16日から3月24日まで)に転入学した者については、転入学した日をもって作成し、転入学した日を作成日としてください。
- (4) 特別選抜及び能勢分校選抜の「各教科の学習の記録」欄について
 - ア 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに転入学した者の第1学年の評定等については、 当該志願者が令和6年3月31日に府内中学校に在籍していた場合、原則として様式155、様式156 により照会を行い、府内統一ルールに則った評定を記載してください。また、令和6年3月31日 に他府県の中学校に在籍していた場合、送付された生徒指導要録に記載された評定を記載してくだ さい。
 - イ 令和7年4月1日から令和7年12月31日までに転入学した者の第1学年の評定等については、 上記アに準じて記載してください。また、第2学年の評定等については、令和7年3月31日に府 内中学校に在籍していたか、他府県の中学校に在籍していたかによって、第1学年と同様の取扱い をしてください。
 - ウ 令和8年1月1日から2月17日までに転入学した者の第1学年、第2学年の評定等については、 上記イに準じて取扱い、第3学年の評定等については、令和7年12月31日に府内中学校に在籍していた場合、原則として様式155、様式156により照会を行い、府内統一ルールに則った評定を記載してください。また、令和7年12月31日に他府県の中学校に在籍していた場合は、現に在籍している中学校において評定を記載してください。
 - エ 海外現地校から編入学した場合、当該現地校に在籍した期間の調査書の評定は、無記載の扱いとなります。
- (5) 一般選抜及び二次選抜の「各教科の学習の記録」欄について
 - ア 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに転入学した者の第1学年の評定等については、 上記(4)のアに準じて記載してください。
 - イ 令和7年4月1日から令和8年2月15日までに転入学した者の第1学年、第2学年の評定等については、上記(4)のイに準じて記載してください。
 - ウ 令和8年2月16日から3月6日まで(二次選抜については令和8年2月16日から3月24日まで)に転入学した者の各学年の評定等については、上記(4)のウに準じて記載してください。この場合において、令和7年12月31日は、令和8年2月15日と読み替えてください。
 - エ 海外現地校から編入学した場合、当該現地校に在籍した期間の調査書の評定は、無記載の扱いとなります。

- (6) 「名前」、「ふりがな」、「性別」及び「生年月日」欄は、生徒指導要録の記載に基づいて記載してください。ただし、名前に入力できない漢字等が含まれる場合は、代替の漢字等を入力してください。
- (7) 「活動/行動の記録」欄は、自己申告書とともに、志願者が志望校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に合致する者であるかを判断する資料となります。生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価する観点から、項目(項目の例:学習活動、特別活動、学校生活、将来の進路、部活動)を設定し箇条書きで記載してください。項目の立て方及び数については、特に定めていません。例えば生徒会活動について記載する場合は、役職、任期、活動状況(実績)等の具体的な事実を、できるだけ詳細に記載してください。

調査書には学校の管理下で行われる活動を記載することが原則ですが、学校外の活動についても、 学校が事実と判断できる場合は記載を妨げるものではありません。なお、学校外の活動は、志願者本 人が自己申告書に記載することを原則としています。

- (8) 令和7年3月以前の卒業者(過年度卒業者)の調査書についても、調査書作成ソフトを使用して作成してください。ただし、「各教科の学習の記録」については、生徒指導要録に基づいて、当該学年の中学校学習指導要領に示す目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)を記載してください。
- (9) 過年度卒業者で指導要録の保存年限が超過しているために調査書を作成することができない志願者については、中学校長はその旨を記載した文書データを、オンライン出願システムの「入学志願特別事情申告書(志願元添付用)」欄に登録してください。

3 調査書(様式 152<自立支援・自立支援補充選抜用>)

- (1) 中学校長は、大阪府教育委員会が指定した調査書ファイルに必要事項を入力し、オンライン出願システムに登録してください。Excel、Word、JPG又はPDFファイルを登録することができます。
- (2) 「入学者選抜の種類」欄は、該当する選抜に○をつけてください。
- (3) 作成日について
 - ア 自立支援選抜については、令和7年 12月 31日現在をもって作成し、作成日は「令和7年 12月 31日」としてください。ただし、令和8年1月1日から2月17日までに転入学した者については、転入学した日をもって作成し、転入学した日を作成日としてください。
 - イ 自立支援補充選抜については、令和8年2月15日現在をもって作成し、作成日は「令和8年2月15日」としてください。ただし、令和8年2月16日から3月24日までに転入学した者については、転入学した日をもって作成し、転入学した日を作成日としてください。
- (4) 自立支援選抜について、令和8年1月1日から2月17日までに転入学した者については、在籍していた中学校に、原則として様式155、様式157により照会を行い、記載してください。
- (5) 自立支援補充選抜について、令和8年2月16日から3月24日までに転入学した者については、在籍していた中学校に、原則として様式155、様式157により照会を行い、記載してください。
- (6) 「名前」、「ふりがな」、「性別」及び「生年月日」欄は、生徒指導要録の記載に基づいて記載してください。ただし、名前に入力できない漢字等が含まれる場合は、代替の漢字等を入力してください。
- (7) 「教科の学習に関する記録」欄及び「総合的な学習の時間に関する記録」欄は、教科の学習及び総合的な学習の時間について特に熱心に取り組んだことや成果のあった事項を具体的に記載してください。
- (8) 「活動/行動の記録」欄は、特別活動や校内・校外での活動及び生徒の良さや優れた点、成長の状況 に関することについて、生徒の個性を多面的にとらえ、文章表記で具体的に記載してください。

4 成績一覧表(様式161、162、163、164、165、166)

(1) 府内中学校長は、府内統一ルールに則って調査書の評定を確定するため、府教育委員会が成績一覧表を作成するために配付したソフトを使用して作成してください。

ただし、過年度卒業者や他府県中学校卒業者については、作成する必要はありません。

(2) 作成上の留意事項

ア 成績一覧表は、学級ごとに1票ずつ分けても、また学年をとおして作成しても差し支えありません。

イ 「番号」欄

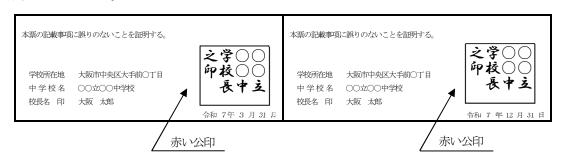
出願時の在籍者全員について番号を重複のないように記入してください。なお、番号は 10 桁までの半角数字 (例 2025030101) を用い、連続したものである必要はありません。ただし、0 から始まる数字は使用しないでください。

- ウ 第3学年の成績一覧表 (様式161) について
 - (ア) 目付について

特別選抜及び能勢分校選抜については令和7年12月31日、一般選抜及び二次選抜については 令和8年2月15日と記載してください。

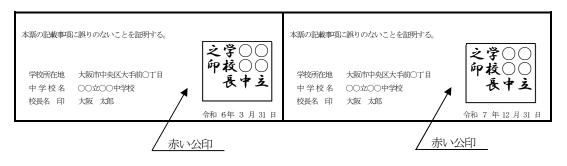
- (イ) 特別選抜及び能勢分校選抜については、令和8年1月1日から2月17日までに転出した者の 成績等は削除せず記載のままとしてください。
- (ウ) 一般選抜については、令和8年2月16日から3月6日までに転出した者の成績等は削除せず 記載のままとしてください。
- エ 第2学年の成績一覧表 (様式163) について

令和7年3月31日現在をもって作成したもの(左の欄に校長名及び公印があるもの)に、出願時の校長名等を記載し、公印を押してください。また、日付については令和7年12月31日と記載して保管してください。



オ 第1学年の成績一覧表 (様式165) について

令和6年3月31日現在をもって作成したもの(左の欄に校長名及び公印があるもの)に、出願時の校長名等を記載し、公印を押してください。また、日付については令和7年12月31日と記載して保管してください。



- カ 第3学年の成績一覧表(転入学)(様式162)について
 - (ア) 特別選抜及び能勢分校選抜について、令和8年1月1日から2月17日までに転入学した者の第3学年の成績等を取りまとめて記載し、出願最終日までに作成し、日付は作成した日を記載してください。
 - (イ) 一般選抜について、令和8年2月16日から3月6日までに転入学した者の第3学年の成績等を様式162に取りまとめて記載して、出願最終日までに作成し、日付は作成した日を記載してください。
- キ 第2学年の成績一覧表 (転入学) (様式164) について

令和7年4月1日以降に転入学した者の第2学年の成績等を取りまとめて記載して、特別選抜、 能勢分校選抜及び一般選抜のそれぞれの出願最終日までに作成し、日付は作成した日を記載してく ださい。

ク 第1学年の成績一覧表(転入学)(様式166)について

令和6年4月1日以降に転入学した者の第1学年の成績等を取りまとめて記載して、特別選抜、 能勢分校選抜及び一般選抜のそれぞれの出願最終日までに作成し、日付は作成した日を記載してく ださい。

- (3) 評定等の協議について
 - ア 次の場合、中学校長は具体的な資料に基づいて、所管する市町村教育委員会を通じて府教育委員会に協議を申し出ることができます。ただし、府立支援学校長・准校長、府立中学校長及び国私立中学校長は、直接、府教育委員会へ申し出てください。
 - ・令和7年度中学生チャレンジテスト(3年生)(以下「中3チャレンジテスト」という。)に参加した府内中学校において、「中3チャレンジテスト実施後の転出入の生徒が多い」あるいは「中3チャレンジテストを受けたが、調査書の評定が無記載となった生徒が多い」ことにより、中3チャレンジテストの平均得点を算出する際の対象生徒と、調査書の評定を確定する際の対象生徒とが大きく異なっている場合等で、各中学校における評定平均を府教育委員会が示した府内統一ルールに基づく範囲に収めることに妥当性がないと中学校長及び市町村教育委員会が判断した場合

イ 協議の期間

特別選抜及び能勢分校選抜については、令和7年12月1日から12月15日まで、一般選抜については令和8年2月1日から2月14日までに行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

5 推薦書(自立支援・自立支援補充選抜)

「推薦する理由」、「障がいの状況及び中学校などにおける生活のようす」及び「仲間づくり、交流活動、志願する高等学校との連携など中学校などにおける取組」について、オンライン出願システムの各項目の欄に入力してください。